

学校体育施設開放事業の手引き（令和4年度以降）

① 利用の範囲

学校体育施設開放事業で学校施設を利用できるのは、下の表の太枠の中だけです。

目的	例	使用施設	申請書	担当課
スポーツ活動	がいな太鼓・ダンス 学年行事のスポーツ活動 子ども会の集団遊戯 審判講習会 一般のスポーツ活動	体 育 館 運 動 場	体育施設利用 許可申請書	こども施設 課
スポーツ活動 以外	消防団の訓練 救急講習会 映画上映会・天体観測会 公民館祭・盆踊り 講演会・餅つき ブラスバンド演奏 自転車教室	学校の すべての施設	行政財産使用 許可申請書 (地域の方の使用 は減免になりま す)	こども施設 課

② 団体の登録

- ・学校体育施設開放事業で体育館・運動場を利用する場合、登録申請が必要になります。団体登録及び団体登録証の有効期間は無制限になりますが、登録団体の代表者及び活動内容等の変更がある場合は、必ず変更届（団体登録申請書）の提出をお願いします。
- ・1回しか施設を利用されない団体も、団体登録が必要です。
- ・小学校と中学校など異なる施設を利用される場合は、公民館と中学校、それぞれの施設ごとに団体登録が必要です。
- ・団体登録書の申請者（団体代表者）と使用責任者は異なる方を記入し、使用料の支払い・施設の破損等については両者において責任を負います。
- ・登録された団体には、団体登録証をお渡しします。
- ・団体登録を廃止する場合は、廃止届（別紙様式）を公民館及び中学校を通して、こども施設課まで提出してください。（活動がなくなる団体はご協力をお願いします。）

③ 団体登録の申請内容に変更があった場合

- ・団体代表者等の変更があった場合は、変更届（団体登録申請書）の提出が必要です。
- ・団体登録申請書に変更内容、上部に「変更」と赤字で記入したうえで提出して下さい。
- ・前の登録証を回収し、新たな登録証を交付します。

④ 減免の申請

減免を申請される場合は、団体登録の申請と同時に減免の申請を行ってください。

次の理由で体育館を利用する場合は、施設使用料と照明設備使用料を減免します。

- (1) 米子市及び米子市教育委員会が主催するスポーツ活動
- (2) 子どもたちのスポーツ活動・スポーツ少年団活動
子どもたちとは、幼児・小学生・中学生のことです。高校生は含みません。
- (3) 子ども会のスポーツ活動
- (4) PTA のスポーツ活動・学年行事のスポーツ活動
(年間を通じたスポーツ活動は減免しません。)
- (5) 下記のスポーツ行事を公民館が主催する場合
 - ・公民館スポーツ大会
 - ・ニュースポーツの講習会
 - ・公民館スポーツ大会、市民体育祭の練習(ただし、スポーツ大会・市民体育祭初日の1ヶ月前から大会終了前日まで)

※年間を通じて活動するスポーツクラブが、市民体育祭前の1ヶ月間を減免で利用する場合の取扱いは次のとおりです。

公民館の主催が条件ですので、申請は公民館長名でなければ減免になりません。

公民館が市民体育祭の練習だと認めた場合に限り減免になります。

※ニュースポーツ講習会について

講習会は広く参加者を求める必要があります。場合によっては、チラシや要項等の提出を求めます。ニュースポーツの範囲は、個別に判断したいと思います。お問い合わせください。

⑤ 毎月の申請

体育施設利用の受付は、前月の1日からです。

前月の1日以降に、体育施設利用許可申請書を公民館又は中学校に提出してください。

- ・申請書の日数欄が足りない場合は、2組目を使用してください。
- ・提出された体育施設利用許可申請書に学校長の許可をもらってください。

⑥ 利用の変更

- ・利用日時等に変更があった場合には、必ず公民館及び中学校に連絡してください。
- ・変更連絡を受けたときは、手元に残っている申請書の「使用時間変更欄」に変更内容を記入してください。

⑦ 1ヶ月間の利用が終了したときの処理

(1) 1ヶ月の利用が終了し、利用時間・照明時間の変更があれば、体育施設利用許可書の右側「使用時間変更欄」に記入してください。

(2) 記入後の体育施設利用許可書のコピー（使用実績報告書）を、翌月5日までに利用申請された公民館及び中学校に提出してください。

・利用時間・照明使用時間の変更がない場合でも同様に提出してください。

・使用料は、体育施設利用許可書のコピー（使用実績報告書）により計算します。

・公民館及び中学校は、提出された申請書及び利用許可書のコピー（使用実績報告書）1ヶ月分と、各月の体育施設使用不可日を記入した用紙をこども施設課に提出してください。なお、様式は問いません。

※許可申請書と実績報告書はホッチキスで留めないでください。

※毎月の実績報告書の未提出団体に対し、中学校及び公民館から連絡を取ることが困難な場合については、学校開放事業の担当者からも該当者に連絡をおこないます。

⑧ 支払い

使用料は年に4回、7月、10月、1月、4月にそれぞれ前月までの3か月分を請求します。（4～6月の使用料は7月に請求します）

各月の20日頃に、納付書を団体代表者へ郵送しますので、納付書に記載されている金融機関にてお支払いください。手数料は必要ありません。

郵便局でのお支払いはできません。

納付期限は、納付書発送日より20日後頃です。

- ・使用料の未納団体につきましては、公民館及び中学校へ通知いたしますので、納付が確認されてから利用申請書の受付をしてください。

⑨ 減額の申請

照明が使用する範囲の 1/3 以上切れている場合、照明設備使用料を 1/2 に減額します。施設利用者が使用実績報告書（体育施設利用許可書の右欄）に状況を記入してください。

⑩ 照明について

照明の交換は、年 2 回程度を目安に行います。

構造上、電源を入れると全ての照明が点灯する体育館で、体育館を片面使用の場合は照明設備使用料も片面使用分とします。

注意事項

各申請について

☆有料団体は、必ず有料である旨を確認し使用料を期限内に支払って下さい。

☆利用許可申請書に間違いや記入漏れがないか必ず確認してください。

・屋内・屋外および全面・片面のいずれかに、必ず○をしてください。

・申請者欄に団体名、代表者名、登録番号が記入されているか確認してください。

・使用時間変更欄はわかりやすく、はっきりと記入してもらってください。

☆使用実績報告書は減免団体の場合も必要です。必ず提出してください。